Ⅰ.緑の基本計画の基本的事項

緑の基本計画は都市緑地法に基づき、本町の緑地の保全や緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための計画です。本章では、緑の基本計画の位置づけや目標年度などについて記載します。

１．緑の基本計画改定の背景と目的

２．計画の位置づけ

３．計画で期待する緑の効果・機能

1. 緑の基本計画改定の背景と目的

1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第４条に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために、市町村で定めるものです。

2) 緑の基本計画改定の背景と目的

本町では、緑豊かな都市環境の整備、地域の歴史・文化を活かした活力あるまちづくり、ゆとりある居住環境の創出、さらには「自然・文化・人」それぞれが触れ合うことのできる、緑あふれる安全な都市を形成するため、平成 16（2004）年３月に『くまの緑・2015 プラン 自然・文化 ふれあいみどり 熊野町緑の基本計画』を策定し、深原地区公園の整備や熊野団地におけるポケットパークの整備などに取り組んできています。

計画策定から 15 年以上が経過し、緑に関する社会情勢やニーズも変化してきています。

平成 27（2015）年９月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載される 17 のゴールの中でも、気候変動や地球温暖化対策、生物多様性損失の阻止・森林の持続的な管理等、緑に関わる重要な視点が目標として掲げられています。

国土交通省においても平成 30（2018）年４月に『生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き』を策定し、緑の基本計画を活用して、都市における生物多様性を確保する施策を展開することが重要とされています。

また、平成 29（2017）年５月には、都市緑地法等の一部改正され、都市農地が「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」として捉えられるようになり、緑豊かで魅力的なまちづくりがより一層推進されるようになりました。

このような緑に関する制度の改正や社会潮流の変化を踏まえるとともに、緑に関する取り組みは長期的な取り組みが必要であることから、施設の整備とともに 10 年先、20 年先を見据えた維持管理・運営までを踏まえた計画として、「熊野町緑の基本計画」を改定しました。

【社会潮流の変化】

① 地球環境問題の深刻化と災害の激甚化・頻発化

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）によると、地球温暖化は確実に進んできていると言われています。地球温暖化の原因となるCO_2等の温室効果ガスを削減し、生物多様性の保全を図るため、緑の環境保全機能を守り、環境にやさしい緑のまちづくりを行っていく必要があります。また、気候変動に伴う台風や豪雨が広域かつ頻発に生じていることや南海トラフ巨大地震の脅威、平成 30 年７月豪雨により甚大な被害を受けたことを踏まえ、緑の防災機能を活かした安全・安心なまちづくりが求められています。

② 持続可能でコンパクトな都市づくりの必要性

高度経済成長期に急速に拡散した都市構造を見直し、集約型都市構造への転換を図ることによって、持続可能な都市づくりを図っていく必要があります。緑の観点からも、都市の外縁部の緑地再生や市街地の公園・緑地等の適正配置が求められます。

③ 公共投資余力の減少

人口減少・少子高齢化による影響で、社会保障費の割合が上昇し、投資的費用は縮小傾向であり、一層、公共投資余力が減少していくことが予想される中で、緑のまちづくりにおいても、新たに公園・緑地等を整備するだけではなく、現在ある緑の適切な維持管理が求められています。

④ 民間活力の導入

住民や企業などのボランティアへの参加が高まっていることを踏まえて、民間活力による緑の維持管理の取り組みが増加しています。本町でも、地域住民や団体による植樹・植栽、里山保全の取組みが行われています。このような取り組みを拡充して、緑の景観形成機能を地域との協働により維持・創出していく必要があります。

⑤ インバウンド観光の受皿整備

近年、国を挙げてインバウンド観光促進に取り組んでいます。本町では、“熊野筆”のブランドを活かした筆の里工房周辺地区を緑がある観光交流拠点として、緑のレクリエーション機能を活かして賑わいの創出を進めていくことが必要です。

⑥ 新しい生活様式への適応

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、新しい生活様式に対応したオープンスペースの設置・活用への期待が高まっています。公園・緑地、道路、庭など、身近な緑地の使い方を見つめ直し、ウィズ・コロナ時代に合った緑のまちづくりが求められます。

2. 計画の位置づけ

1) 計画の位置づけ

この計画は、「第６次熊野町総合計画」の基本理念に基づき、「熊野町都市計画マスタープラン」や「広島圏都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」と整合性を図り策定します。

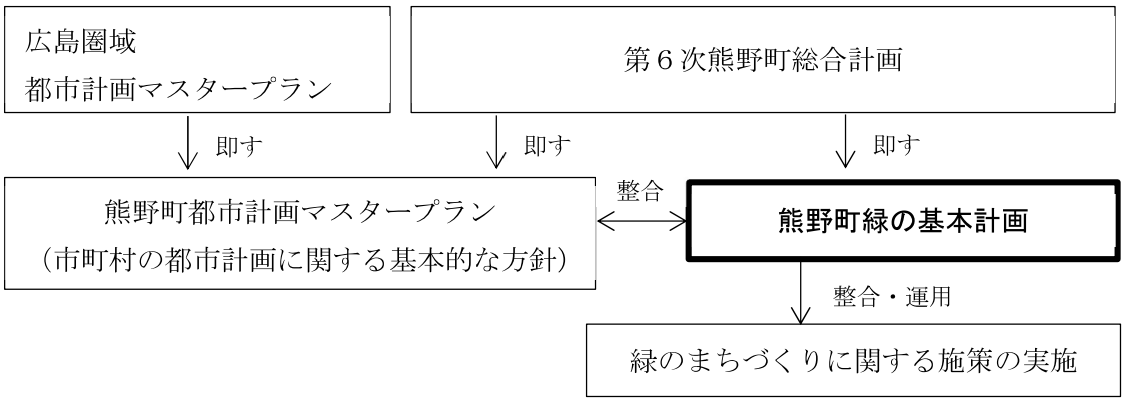

2) 計画の目標年度

この計画の目標年度は、令和 12（2030）年度とします。なお、本計画は、社会情勢の変化、上位計画の改定等に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

3)　緑の定義

緑の基本計画で対象とする緑・緑地（以下「緑」と呼ぶ）の種類は、次のとおりです。

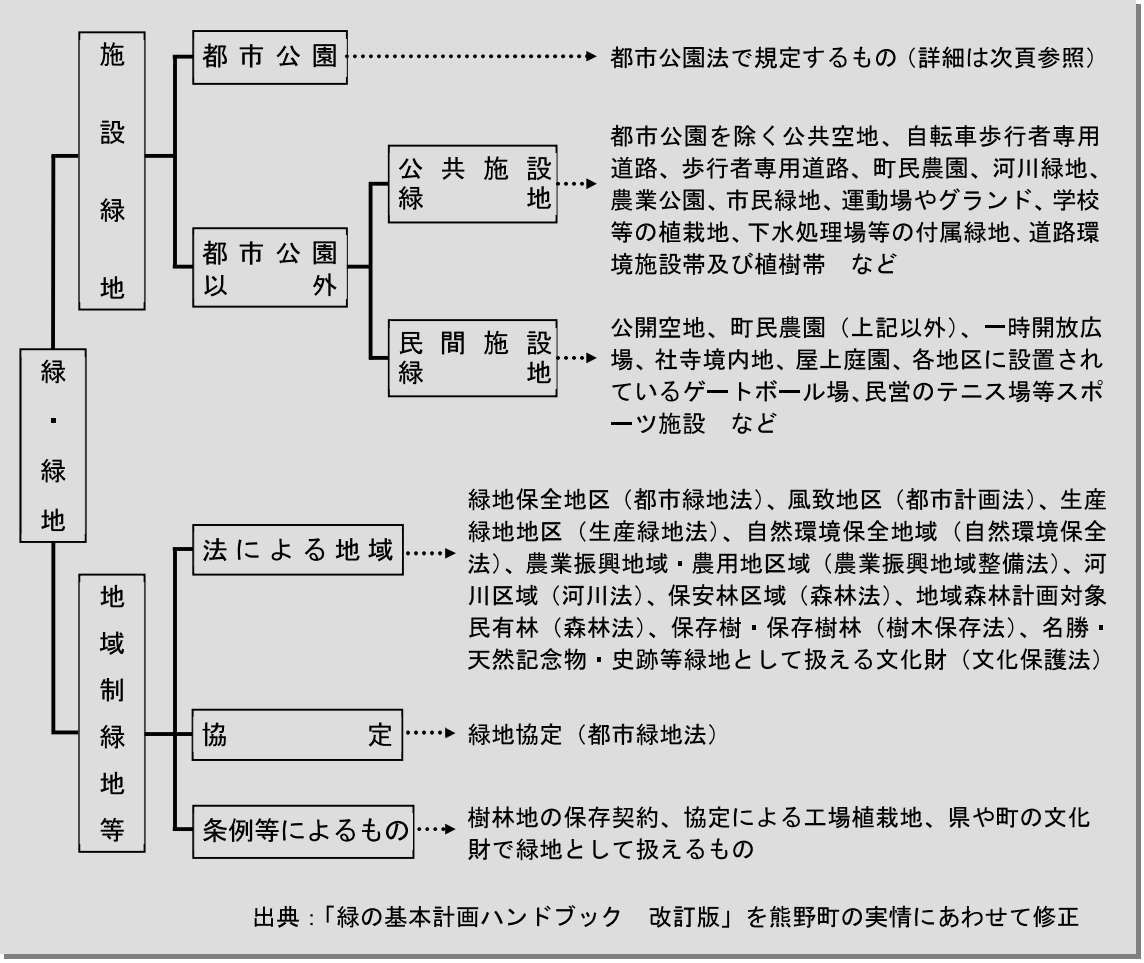

図：緑・緑地の種類

表：都市公園の種類

種　　類	種　　別	内　　容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における生活環境改善を目的とする公園（カントリーパーク）で1箇所当たり面積 4ha 以上を標準として配置する。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1,000ha を標準として配置する。
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上のために設けられている緑地であり、1箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合、あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ、都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあっては、その規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で、幅員 10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
都市林		市街地およびその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるように十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。

注）公園緑地マニュアル（改訂平成 29 年度版）より

3. 計画で期待する緑の効果・機能

「緑」のもつ効果は、一般的に存在効果と利用効果に大別することができます。存在効果とは、緑が存在することによって都市機能、都市環境等都市構造上にもたらされる効果のことを指し、利用効果とは、緑を利用する都市住民にもたらされる効果のことを指します。

本計画では、4つの機能（環境保全機能・景観構成機能・レクリエーション機能・防災機能）に着目し、それぞれの機能が補完し、相乗効果を生むよう緑を確保・育成することを基本とします。

図：公園緑地の効果

出典）公園緑地マニュアル 平成24年度版

表：本計画で着目する緑の機能

緑の機能	内　　容
環境保全機　　能	人と自然が共生する都市環境の形成に寄与する。
	樹木等の植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象等により悪化する都市気象や騒音、振動の緩和等の機能を有し、また、都市内の樹林地や河川等の水辺地は、野生生物の生育地・生息地として生態系を構成し、郊外から清涼な風を都市に送り込む風の道を形成するなど、緑の機能の適切な配置により、人と自然が共生する都市環境を形成することができる。
景観形成機　　能	生物の多様性を育み、四季の変化が織りなす美しい潤いのある景観を形成する。
	・緑は地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、次代を担う子供達の感受性を育み、国民生活にゆとりと潤いをもたらすことができる。 ・緑はわが国の固有の文化や歴史等と深く関わっており、緑を適切にいかすことにより個性と魅力ある地域づくりを進めることができる。
防災機能	災害防止、災害時の避難地、救急救命・救援活動の拠点としての機能により都市の防災性、安全性の確保に寄与する。
	大地震や大火災の発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点等として多様な機能をもつことから、緑を適切に確保することにより都市の安全性・防災性を高めることができる。
レクリエーション機能	都市住民の多様な余暇活動や健康増進活動を支える場を提供する。
	・自由時間の増大、価値観の多様化、交通体系の発展等に伴い、国民の余暇活動は多様化、高度化、広域化している。また、都市化の進展、少子・高齢化等に伴い、自然とのふれあい志向、健康への関心、コミュニティ意識が高まるなど余暇需要は変化しつつある。 ・緑の持つ多様な機能を活用することにより、経済社会や国民の余暇需要の変化に対応した緑豊かで質の高い余暇空間を確保することができる。

注）公園緑地マニュアル（平成 29 年度版）、新編緑の基本計画ハンドブック（平成 19 年）を基に作成